

長岡市告示第380号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下水（雨水を除く。）の排除及び処理をすべき区域等を次のように告示します。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和8年6月29日

長岡市長 磯田達伸

1 供用及び処理の開始年月日

令和8年7月1日

2 下水の排除及び処理をすべき区域

(1) 小国処理分区

小国町大貝、小国町三桶及び小国町苔野島の各一部

3 下水の排除及び処理をすべき区域の図

別紙図面のとおり

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

長岡市小国町法坂821番地

小国浄化センター